

伊奈あらいね

郷土館だより

第21号

五日市町立
発行 五日市町郷土館 東京都西多摩郡五日市町五日市920-1 電話 0425-96-4069 有線4607

村のくらし

— 江戸時代の伊奈村 — 宮田 満 (五日市古文書研究会会員)

はじめに

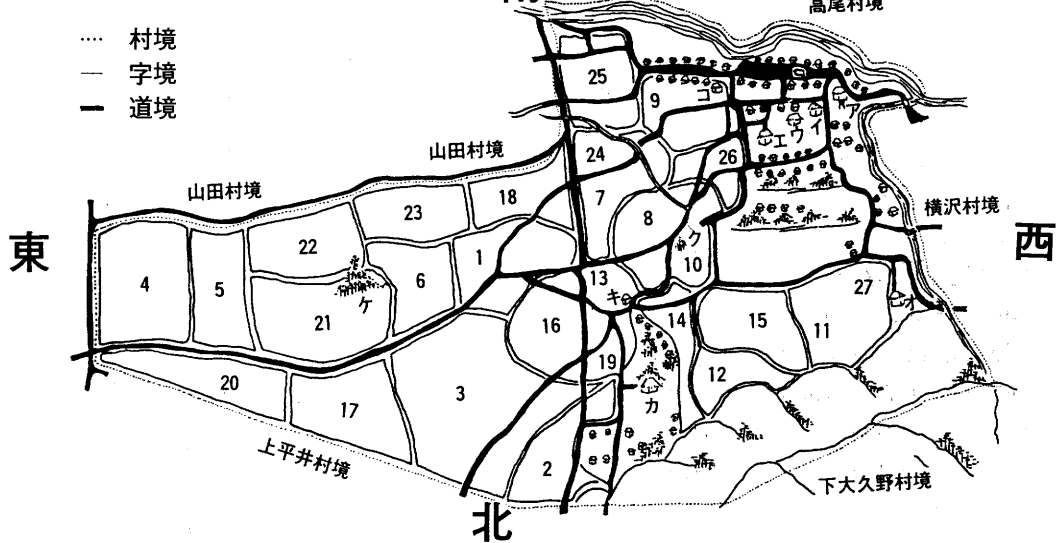
現在の地域社会は伝統的な生活慣習を急激に消失しているといいますが、まだまだ必要性から命脈を保っているものも少なくありません。また、旧来の地域社会を基盤とした社会関係は希薄になったといわれますが、それでも現在の地域社会は旧村の範囲がもととなり、伝統的な慣習や社会関係が様々な面で顔を覗かせています。

このような現在の地域社会の原形は江戸時代の村にあ

るといわれます。そこで江戸時代の村の社会組織、構造を分析することは現在の社会構造を考えるうえでも意義があると思われます。

伊奈村は、村落としての発生は古く、中世には伊那郷(伊奈郷)と呼ばれ、小田原の北条氏の支配時には伝馬宿駅(街道の宿の馬継ぎ制度)の一つとして、隣郷の平井郷と隔番に継立の務めにあたっています。伊奈郷は、おそらく中世末期に^{らくいち}楽市の性格をもつ市場として村落を展

江戸時代の伊奈村概念図(文久年間)



- 1・東原 2・竹山 3・松岩寺前 4・引田ノ上 5・森ノ下 6・中平 7・そとはど 8・桜木 9・前原
- 10・桜木 11・上ヶ谷戸 12・稲荷ノ上 13・北伊奈前 14・いさぐり 15・河久保 16・北伊奈前 17・水草木
- 18・安戸 19・北伊奈前 20・中原 21・稲荷上 22・稲荷下 23・荒井 24・そとわど 25・柴木 26・竹後
- 27・上ヶ谷戸

- ア・鎮守社 イ・成就院 ウ・普門寺 エ・明光寺 オ・龍性寺 カ・松岩寺 キ・薬師堂 ク・熊野権現
- ケ・稲荷森 コ・念仏堂

聞かせたと想像されますが、この時期の史料は大変少なく、具体的な分析は困難です。それに比較して江戸時代の史料は豊富で、村の姿を垣間見せてくれます。

特に、五日市古文書研究会によって整理された伊奈村世襲名主・石川尚志家文書は、近世初期から明治期に及ぶ三千余点の古文書群で、内容も非常に多岐にわたり伊奈村の歴史を解明するうえで欠かせない重要な史料です。同家文書の中に十三世兵左衛門が弘化3年(1846)から明治9年(1855)に至るまで書き綴った日記がのこされていますが、同家の家経営を記しているだけでなく、村落内の社会生活を詳しく記述していますので、小稿ではこの日記から江戸時代の伊奈村の村落構造について考察をくわえてみたいと思います。

1. 庭場と組合

封建社会である江戸時代の村落内は、各種の社会関係が利害と対立を含みながら複雑にからみあって構成されています。ところで、村といった場合ふたつの社会を意味しますが、一般的に支配単位(政治的に設定された行政単位)の一つとしての村をさす場合と地域社会のひとつとしてのまとまりをさしてムラという場合です。支配者(領主)が伊奈村といった場合には前者を意味しますが、次に述べる庭場は後者をさします。

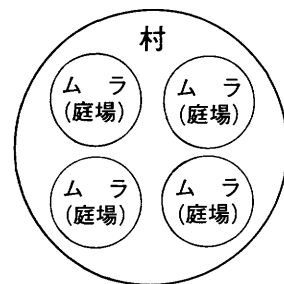
伊奈村の内部は、地域を基礎的単位とする庭場によって大きく四つに区分されています。四つの庭場とは上村庭場・上宿庭場・新宿庭場・北郷庭場です。上村庭場は村の西方を占めていますが、庭場を構成する家々の配置は不規則です。上村庭場の南側に隣接して村の南西部を占める上宿庭場は、古くは本町と称し、庭場に属す家々は伊奈村を東西に貫く往還(五日市通江戸道)の南北両側に屋敷地を短冊状に区画し所有しており、人為的に形成された集落であることを示しています。新宿庭場は上宿庭場の東側に位置し、往還に沿って集落を形成しています。上宿庭場と同様に屋敷地は短冊状に区画されており、人為的に集落が形作られたことを示しています。おそらく新宿庭場は戦国時代末期(16世紀半ば)に支配者北条氏の六斎市(月六回の定期市)開設に伴って開発された集落で、本町に対する新宿の意が庭場の名称の由来かと思われます。北郷庭場は、前述の三つの庭場が村の南西部に集中しているのに対し、それから離れて村の北西部に集落を形成しています。そして、集落を構成する家々の配置は不規則です。江戸時代の村の範囲は、中世以来継続されてきたものとは限りません。むしろ、

近世初期の村切り(村を年貢・諸役の収奪単位とするため耕地の入り組を整理し、新たに村の範囲を確定した)によって変化していますので、あるいは北郷庭場は中世においては伊奈郷に属さず、江戸時代になって伊奈村の領域内に含まれたムラかもしれません。

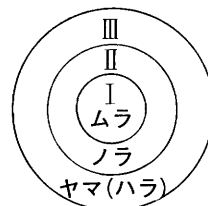
これらの庭場は居住地の近接による家の地縁的結合集団(血縁関係による同族集団の発展したものかもしれませんが確証がありません)で、家々をもれなく組織して共有・共同・互助・祭礼・防災など様々な村落慣行において結合がみられます。さらに、庭場の内部は地域区分されており(庭場の拡大、つまり構成する家の増加があったことを示すものとおもわれます)、上宿庭場及び新宿庭場の内部は上分と下分が、上村庭場には東分(西分があったとおもわれますが史料では未見です)があります。

また、ムラの内部の近隣集団として、組合と称する組織の存在がみられます。この組合は年貢収納のためにつくられた組(寛文年間・17世紀半ばには24組が構成されていた)や五人組と異なり、家々が連鎖状に数戸ずつ近隣集団として関係をもち、その家並みを原則とする内部区分組織のひとつとおもわれます。組織の機能は婚礼、葬式などの吉凶事における互助慣行に発揮されるものです。

図2. 村とムラの相関模式図



村落領域の模式図 (福田アジオ氏・原図)



- I ムラ=集落=定住地としての領域
- II ノラ=耕地=生産地としての領域
- III ヤマ(ハラ)=林野(原野)=採取地としての領域

2. 役職と集団

江戸時代の村落内部には様々な社会関係が存在すると同時に、また様々な地域支配の実態があり、村落の自治、そして維持、存続に大きな影響を与えています。村や庭場がその区分内の全ての家によって構成されているのと異なり、特定の家のみによって構成されている集団がいくつも存在しています。これらの集団は、様々な地域支配（封建社会における地域社会は領主による支配を見落とせない）と直接、または間接に関わりをもつものもありますが、地域支配とは関連しない娯楽的行事を行うための集団や、経済的な目的をもつ集団、信仰的行事を行うための集団などもあります。

村には年貢の村請制（村を年貢納入の単位として、村の責任において遂行させる体制）の最終責任者として、名主を頂点とする組頭など、村の役職者による集団が形成されています。伊奈村では寛政7年（1795）に従来の世襲名主制（新宿庭場の石川家）から年番名主制（年毎に名主役を交替する。石川家の外に大福家、野崎家、清水家）へと変化していますが、この四家は同役衆と呼ばれ、年貢納入に際しては名主宅へ集まりその年の名主を補佐し、大割、小割等の作業をします。年貢の村請制による領主の村支配は、このような同役衆と呼ばれる特定（世襲であった）の家集団によって最終的に行われていました。

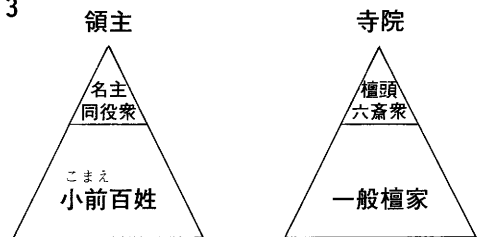
村には年貢の村請制による領主支配の他に、宗教勢力、特に寺院による地域支配も存在し、これが領主による地域支配を補完し、また村落の維持、そして存続に秩序強化の面で有効に作用していたことを見逃すことはできません。伊奈村の各家は、隣村横沢村の真言宗大悲願寺との間に寺檀関係（家を単位として特定の寺院に葬祭を依頼し、また維持に責任をもつ）を結ぶ家、村内の大悲願寺末寺成就院及び龍性寺と、戸倉村の禅宗光厳寺の末寺の明光寺、普門寺、松岩寺との間に寺檀関係を結ぶ家とに分かれていました。各家は寺檀関係を結んだ寺院によって先祖供養を行っていたわけですが、伊奈村は江戸時代を通じて両墓制（死骸埋葬の場と靈魂供養の場とを別々に離れた所に設ける）と呼ばれる墓制形態を保持していました。つまり、各家は寺檀関係を結んだ寺院内に死者の靈魂供養のための石塔を建立してそこを詣墓とし、死骸の埋葬は村の共有地へ共同で行うために埋墓を設けていたわけですが、しかし、例外的に死骸埋葬を自家の詣墓の地へ行くことを許され、靈魂供養のために建立した

石塔の下に死骸を埋葬する、いわゆる単墓制の形態を持構的に許されていた家もありました。

単墓制を行う家は、大悲願寺のなかで檀頭の役職を勤め、寺世話人とも称される家で、六家が世襲していらしたので六齋衆とも称しています。世襲名主石川家もこの檀頭を勤める家の一つですが、他に大福家、河野家、宮沢家、横沢村の野口家、三内村の三内家が史料から確認されます。さらに、檀頭家は墓制において村内の他の家々と異なるばかりでなく、法号をはじめ各種の寺院内の式法が寺院によって特構的ともいえる差異を他の家との間に設けられていました。

つまり、村内の家々の家格が宗教的権威（寺院）によって正当化され、宗教的権威である寺院が村の共同体の維持と存続を強化する役割をはたしているわけです。檀頭衆は、寺院の村内に及ぼした精神構造面での支配を、村内の各家に及ぼす役割をになっていたともいえましよう。

図 3



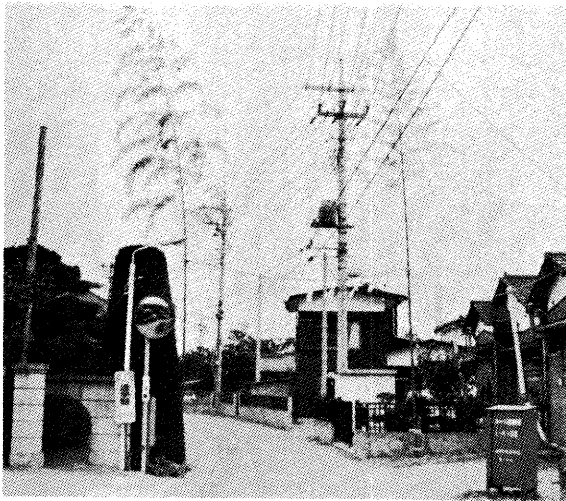
3. 共同と助けあい

村落内部の複雑にからみあった社会関係を共同体としての村、そして庭場に連帯し、それぞれの共同体機能を維持、存続させている基本原理の一つが、村及び庭場に存在する種々の慣行です。そのような慣行として極めて重要な位置をもつものは共有及び共同の慣行です。

共有及び共同慣行には様々なものがみられますが、村及び庭場の基本的単位である家々を連帯させるのに、最も強力に作用したものは、人の死に関わる慣行です。伊奈村の両墓制は、死骸埋葬の場を村の共有として、その地への死骸埋葬は村や庭場を構成する家々が区域をきめずに共同で利用する形態をとっていました。村落内の各家にとって絶対に不可欠の死骸埋葬地の確保は、村及び庭場の正式な構成員であることが絶対の要件であったわけですが、人々の精神構造の基調となる靈魂観、つまり、人の死に関わる遺骸埋葬及び靈魂供養が、村落内の各家の連帯にはたした機能は極めて大きいものでありました。



詣墓（大悲願寺墓地の密集した古石塔）



岩走神社祭礼の八丁メ（ムラ境を意味するムラ切りか）

村落内の家格制を正当化し、その維持に寄与しつつ他の家々を共同体として連帯する重要な慣行のひとつであったとみることができましよう。

家々が経済的な面で共同体に連帯する役割をはたしたものに共有山林に伴う共有慣行があります。深沢山、網代山、高尾山を隣村と入会所有し、各家個々の自由な入山を禁止していますが、村及び庭場を正式に構成する各家は、農業用肥料の採取や燃料、家普請のための用材の確保などに利用することが出来ました。利用の権利は、両墓制における死骸埋葬地・埋葬の使用と同様、村及び庭場を正式に構成する家として認知されていることが要件であり、利用に際しては規則の遵守、履行は当然のことであって、強い共同体規制を伴いながら各家が村及び

庭場に連帯する機能をはたしていたものと思われます。

村落共同体の基礎単位である家の安定と存続に有効に機能したものは互助慣行です。社会保障の不備な近世においては、家または集団によって相互に扶助しあうことは家の安定と存続に不可欠なもので、家の再生産活動を支えるものでした。互助慣行は、近隣組織である近所や組合の関係が中心となって機能していますが、近隣組織よりも広範囲な庭場または村規模での互助慣行もみられます。特に難病や生活困窮時には、近隣組織のみの扶助には限界があり、庭場や村規模で扶助がなされていません。とくに、多額の金銭等、扶助の必要な時には、各家の負担を軽減するためと、多額な金額を集めるために、近隣組織の互助範囲から一步すすんで、庭場さらに村といった広い範囲での互助慣行があったわけでは

村の基礎的単位である家の困窮時に機能した互助慣行は家の潰や欠落を防ぎ、村落の荒廃防止に機能したとみることができます。また、互助慣行が機能するに際しては、家々の関係は平等であったこと（家格制の頂点に立つ名主家も火の番や穴番を勤めている）は、村落構造を考えるうえで見落とすことはできない重要な事柄です。

おわりに

江戸時代においては、領主支配の単位としての村も一つの村落共同体として機能していましたが、村の内部は地縁的結合による家集団の庭場によってさらに区分され、この庭場も一つのムラとしての共同体機能を有していたわけでは

また、庭場の内部には組合、近所などの近隣組織が複雑に絡み合い、重なりあった社会関係が家の再生産活動を基底で支え、家の安定と存続、そして村落共同体の自治と維持に機能して

しかし、村落構造をさらに複雑にしていたのは家格制に伴う家集団の存在です。それは領主支配を村の段階で支える家の集団であり、つまり世俗的支配者である領主からは、年貢村請制の最終責任者として村役人に任ぜられた家の集団であるわけでは

この集団はさらに宗教的支配者である寺院から、村落内の他の家々と墓制をはじめ様々な寺院内の式法で特権的ともいえる格差を設けられ、そしてその家格制が正当化されていたわけでは

このように重層的に絡みあった村落内の社会関係は、村及び庭場を構成する家を慣行によって連帯し、自治を存続させていたわけでは

特に、共有及び共同慣行は家を村落共同体に連帯させる上に極めて大きな役割をはたしていたといえましよう。